

■議案第50号 四万十町と中土佐町の戸籍に係る電子情報処理の事務の受託に関する協議について

【要旨】

本町の戸籍システムの更新にあたり、共同化による管理コストの削減を図るため、高知県中西部電算協議会（四万十町・中土佐町）等において、中土佐町との戸籍システムの共同化について協議を行ってきました。

その概要は、それぞれの町の管理コストの削減はもとより、四万十町役場にサーバ機器を設置し管理することで、災害への備えを高めるものとなっています。

このため、本町が、中土佐町から戸籍に係る電子情報処理の事務の委託を受けるための規約を定めることについて、中土佐町と協議する必要があるため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

【根拠法令】 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（協議会の設置）

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4～6項省略

（事務の委託）

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。